

大事なお知らせです。
必ず、
お読みください。



エヌ・シティ東自治会
会長 金井 敏男

自治会員の皆さま

会則の一部改訂(案)に関する事前のお知らせ

2025年3月(令和7年)

エヌ・シティ東自治会

会長 金井 敏男

会費引上げ及び会員資格の改正(案)です

はじめに

日頃より、自治会の活動にご協力いただき心より御礼申し上げます。ご承知のことと思いますが、昨年はハーモニーホールの屋根外壁修繕工事を無事完了することができました。

さて、今期役員会では自治会の当面する課題等を議論して参りました。この度、次期総会で提案いたします議案のうち、会費、会員資格等重要な事項が含まれていますので、改正に至る背景、考え方等について事前にお知らせしておくべきと考えました。別紙配布資料と合わせお読みください。

この地域の特性について

この地域は昨年のNHK朝ドラ「虎に翼」をはじめ、たびたびドラマの舞台となるなど、旧四谷見附橋、長池公園など歴史文化遺産、自然環境に恵まれた地域であります。また、医療機関も多く大変住みやすい素晴らしい環境と言えるのではないのでしょうか。また、自治会の正規の機関の他、自主的なサークルや団体の活動も盛んです。今期にはエヌ・シティ サポーターズと言うボランティア団体が設立されました。これは自治会の輪番の役員ではなく様々な専門的技能、見識を有する住民のマンパワーを生かして、高齢者のご家庭へのサポートをしようとするものです。この地域ではこうした豊かなマンパワーを有していることも誇るべきことと思います。

自治会の役割について

昨年の能登地震、豪雨をはじめ、各地で水害などの自然災害が多発し、高齢者世帯を狙った犯罪も増加しています。災害など不測の事態が発生したとき、行政(市役所)と一人一人の住民をつなぐ役割を果たすものとして自治会や町内会といった地域の自主的な団体の存在は重要です。

また、日常生活のなかでも一斉清掃、資源回収、文化活動、防犯、安全活動など、こうした活動はこの街がこれから急速に高齢化していく中で、地域コミュニティの形成維持に実は大変重要な役割を担っているのではないかと思います。

この地域の住みやすい環境は、歴代自治会役員、ボランティア団体そして私たち一人一人の住民の地域を大切にす思いに支えられてきた結果であると思います。

以上を踏まえて、今後の自治会活動を継続していくために必要と思われる以下の2つの事項、**1.会費の引上げ(令和8年度から)**および**2.会員高齢化等による役員免除条項の補足説明と賛助会員要件等に関する会則の改訂を次期総会(令和7年4月開催)に提案したく検討しています。**

改訂事項	改訂事項	補足説明
1. 会費の引き上げ	月額400円とする。 (現行200円)	現状、月額200円の会費は設立当初のものです。 (一般的な自治会の会費に比較しても低額) ※会費は、総会の議決事項となっています。
2. 会員資格等の改訂(第5条、6条、10条、18条)	別紙のとおり	・賛助会員の資格要件につき、年齢、健康上の事由等を具体的に例記しました。この地域外とする住所の要件、総会議決権の制限は廃止しました。 ・役員選任免除規定についても同様の事由を例記しました。また、すでに退会された方が再度会員に戻られる場合、入会金を免除することとしました。 ※会則の改訂が必要です。

改訂の趣旨・事由

① 会費の値上げ

自治会発足当初は資源回収補助金収入が大きく、財政的には十分でしたが、現状では買取単価の引下げ、自治会員数の減少等により補助金の減額が続いています。また、会員数の漸減による会費収入の減も影響しています。会館利用料収入は団体利用による収入が大きく貢献していますが、安定した収入とは言えません。

他方で、自治会館の維持を含め、収入を確保していく必要があります。これまではデフレが続いていましたが、これからはインフレも想定する必要があります。このような事情から近い将来(別紙シミュレーション参照)、自治会運営費用が不足することが懸念され、修繕工事を経験した今期、議論すべき時期と考えたものです。

② 会員資格等の改訂

ご承知のとおり、この地域が急速に高齢化してきており、自治会の役員となることがだんだん負担となってきています。こうした事由が遠因となって自治会の会員数の減少傾向が続いています。そこでこうした事情による退会を予防するため現実的な見直しが必要と思います。「賛助会員」という形での自治会参加の継続、役員選任免除規定の周知を図るものです。

住みやすい地域づくりのために

先ほどご紹介した自主的な活動をしていただいている個人、団体の皆さんの活動はこの地域を住みやすく豊かにするものだと思います。この場をお借りして感謝申し上げます。高齢や家族の介護等は、皆等しく訪れるものです。であれば皆お互い様、助け合いにより自治会と地域コミュニティを守って行きませんか。無理に役員をしていただかなくても、(役員は免除された)会員としてご近所同士、お付き合いして行きましょう。

本件に関しまして、ご意見、要望、感想などは各ブロックの役員にお寄せください。

以上

(別紙)
会員資格に関する会則一部改訂について

改正前	改正後(案)
<p>第5条 本会の会員の種類は会員、賛助会員とする。以下の条文で会員等と言うときは会員および賛助会員とする。また単に会員と言うときは賛助会員を除くものとする。</p> <p>2 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人のうち、第7条の入会届を提出したのものとする。</p> <p>3 本会の活動に賛同して援助を申し出る法人、団体及び区域に住所を有さない個人は、本会の賛助会員となることできる。</p>	<p>第5条 本会の会員の種類は会員、賛助会員とする。以下の条文で会員等と言うときは会員および賛助会員とする。また単に会員と言うときは賛助会員を除くものとする。</p> <p>2 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人のうち、第7条の入会届を提出したのものとする。</p> <p>3 本会の活動に賛同して援助を申し出る法人、団体は本会の賛助会員となることできる。</p> <p>4 前項の他、会員は以下各号に掲げる事由により役員に就任することが困難である場合、賛助会員に移行することを申し出ることができる。</p> <p>① 高齢(事業年度初日において80歳以上)</p> <p>② 健康、介護</p> <p>③ 前2号を除くその他やむを得ない事由</p>
<p>(会費等)</p> <p>第6条 入会金および会費は総会で定める。</p> <p>2 賛助会費の1口の月額額は会費の月額と同額とする。</p> <p>3 会員は、総会において別に定める「エヌ・シティ東自治会会費等細則」に基づいて、入会金および会費を納付する。</p> <p>4 賛助会員は、総会において別に定める「エヌ・シティ東自治会会費等細則」に基づいて、賛助会費を納付する。</p>	<p>(会費等)</p> <p>第6条 入会金および会費は総会で定める。</p> <p>2 賛助会費の1口の月額額は会費の月額と同額とする。</p> <p>3 会員は、総会において別に定める「エヌ・シティ東自治会会費等細則」に基づいて、入会金および会費を納付する。但し、一度退会した者が再び会員となる場合、入会金納付は不要とする。</p> <p>4 賛助会員は、総会において別に定める「エヌ・シティ東自治会会費等細則」に基づいて、賛助会費を納付する。</p>
<p>(役員を選出)</p> <p>第10条 会員はブロックごとに会員の中から1名の役員候補を選出し、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 選出された役員候補は、総会の承認を経て役員に就任する。</p> <p>3 役員が欠けたときは、役員会の議決により、後任の役員を選出することができる。その場合には次の総会で事後承認を得なければならない。</p> <p>4 会員は、高齢等の理由により役員としての役割を果たしがたい事情がある場合は、ブロックの役員を通して会長あて役員選任免除申請書を提出し、役員会の承認があった場合は役員の選任を免除されることができる。</p>	<p>(役員を選出)</p> <p>第10条 会員はブロックごとに会員の中から1名の役員候補を選出し、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 選出された役員候補は、総会の承認を経て役員に就任する。</p> <p>3 役員が欠けたときは、役員会の議決により、後任の役員を選出することができる。その場合には次の総会で事後承認を得なければならない。</p> <p>4 会員は、高齢等(概ね80歳以上、健康、介護、その他やむを得ない事由)の理由により当面の間、役員としての役割を果たしがたい事情がある場合は、ブロックの役員を通して会長あて役員選任免除申請書を提出し、役員会の承認があった場合は役員の選任を免除されることができる。</p>
<p>第18条 総会は賛助会員を除く会員をもって構成する。</p>	<p>第18条 総会は会員および賛助会員をもって構成する。</p>

(補足説明)

自治会住民が高齢化してきており、高齢化に伴う自治会役員の引き受けが困難となり退会せざるを得ず、その結果、会員の減少が続いています。高齢化、健康上の事由による会員の減少を防止することは差し迫った課題と考えます。これらの事由は各人等しく生ずるものであり、地域コミュニティの見地からこれらの事情に配慮した対応、即ち、「賛助会員」という形での自治会参加の継続が必要と考えます。

また、役員選任免除については、今般、第10条第4項の役員選任免除条項に補足説明を追記すると共に、役員選任免除が可能であることを改めて会員に周知促進します。また、現在、退会している方が会員に復帰されることを促す観点から、第6条第3項にて、一度退会した方が再び会員となる場合には、入会金納付は不要と定めます。

「賛助会員」制度については、過去にも何度か議論があり、対応策が検討されてきたわけですが、高齢化等による退会が進んでいる現実を重く受け止め、今回の変更を提案いたします。

以上